

議案第 1 2 5 号

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例

川崎市教育文化会館条例（昭和 4 2 年川崎市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 1 1 条関係）

種 別			金 額			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分
イ ベ ン ト ホ ー ル	区画しない場合		5,880円	6,990円	9,240円	22,110円
	区 画 す る 場 合	Aホール	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
		Bホール	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
		Cホール	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	大会議室		3,560円	5,290円	8,980円	17,830円
	第 1 会議室		1,350円	1,960円	2,460円	5,770円
	第 2 会議室		1,350円	1,960円	2,460円	5,770円

会議室	第3会議室	1,100円	1,350円	1,840円	4,290円
	第4会議室	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	第5会議室	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	第6会議室	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	第7会議室	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	談話室	2,820円	3,930円	5,290円	12,040円
教養室	第1学習室	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円
	第2学習室	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円
	第3学習室	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円
	第4学習室	1,100円	1,350円	1,840円	4,290円
	第5学習室	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円
	第6学習室	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円
	実習室	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	美術工芸室	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	茶華道教室	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	視聴覚教室	3,440円	4,550円	5,780円	13,770円
	料理教室	2,330円	2,940円	3,810円	9,080円
種 別		9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
分館	第1学習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円
	第2学習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円
	実習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円
	和室	730円	850円	1,230円	2,810円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

教育文化会館の使用料を改定するため、この条例を制定するものである。